

議案第 5 3 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 3 第 2 項中「その職員が受ける」を「前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の」に改め、「1 0 0 分の 2 5」の次に「を乗じて得た額」を加え、「支給割合を乗じて得た」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 1 8 年条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項中「及び第 2 3 条の 3 第 2 項」を削り、「給与条例第 7 条の 2 第 2 項中」を「同項中」に、「調整前における給料月額と」を「調整前における給料月額と」に改め、「。以下「平成 1 8 年改正条例」という。」及び「、給与条例第 2 3 条の 3 第 2 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平

成 1 8 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計
額」と」を削る。

理 由

年功的な給与処遇を改め管理職員の職務及び職責を端的に反映できるようにするため国が俸給の特別調整額を定額化したことを踏まえ、本市の管理職員の管理職手当を定額化する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。